

令和 9 年度(2027 年度)～令和 11 年度(2029 年度)  
熊本市学力調査業務に係る情報提供依頼(RFI)実施要領

1 背景と目的

熊本市学力調査は、今年度まで冊子(PBT)で実施してまいりました。

一方、GIGA スクール構想により整備された 1 人 1 台端末環境の活用が学校現場において進展していることや、教育データの利活用及び個別最適な学びの実現が求められていること、さらに全国学力・学習状況調査の CBT 化の動向を踏まえ、本市においても令和 9 年度から CBT 方式による実施に向けた検討を進めております。

本件は、CBT による学力調査の実施にあたり、要件の妥当性の確認及び必要経費の算定を行うため、以下のとおり本情報提供依頼(RFI)を実施するものです。本 RFI は、今後予定している調達内容及び仕様の検討のための参考情報を得ることを目的としたものであり、本市が調達を確約するものではありません。

つきましては、サービス提供事業者様におかれましては、本趣旨をご理解のうえ、ご協力賜りますようお願いいたします。

2 スケジュール

「表 1 RFI スケジュール」

内容	期日等	備考
情報提供依頼日	6 月 10 日(水)	
資料等交付申請期限	6 月 16 日(火) 17 時	「3 (1) 提出期限」
質問受付期限	6 月 22 日(月) 17 時	「5 (1) 質問書提出期限」
質問回答日(予定)	6 月 26 日(金)	「5 (3) 質問への回答」
回答書提出期限	7 月 7 日(火) 17 時	「6 (1) 回答書提出期限」
回答書に対する本市からの 問い合わせ対応期間	7 月 8 日(水)から 7 月 13 日(月)	「6 (3) その他」

3 資料等交付申請

RFI の参加を希望する事業者は、【様式 1】資料等交付申請書を提出してください。

(1) 提出期限

令和 8 年 6 月 16 日 (火) 17 時まで

(2) 提出方法

【様式 1】資料等交付申請書に必要事項を記入したうえで、「7 担当窓口」へ電子メールで提出してください。

電子メールの件名は、「【熊本市学力調査 RFI】資料等交付申請書(事業者名)」としてください。

(3) 交付資料

- ・仕様書(案)(PDF)
- ・【様式 2】質問書(Word)
- ・【様式 3】回答書(Excel)

#### 4 RFI の内容

(1) 対象業務

「令和 9 年度(2027 年度)～令和 11 年度(2029 年度)熊本市学力調査業務」

(2) 依頼内容

【様式 3】回答書を用いて次の事項について回答をお願いします。詳細は、【様式 3】回答書をご確認ください。

- ① 仕様書(案)に関する対応可否
- ② 「仕様書(案)」及び「機能要件一覧」に関する意見並びに実現性、手法等の提案
- ③ 熊本市学力調査業務委託に係る必要経費
- ④ 上記以外の熊本市学力調査業務委託に関する有用な提案

#### 5 RFI に関する質問

RFI に関して質問がある場合は、以下の方法でお問い合わせください。

質問受付期間内にお受けした問題をとりまとめて、回答予定日までにメールで回答いたします。

(1) 質問書提出期限

令和 8 年 6 月 22 日 (月) 17 時まで

## (2) 提出先・提出方法

【様式2】質問書を用いて、質問事項を記入したうえで、「7 担当窓口」へ電子メールで提出してください。

電子メールの件名は、「【熊本市学力調査 RFI】質問書(事業者名)」としてください。

## (3) 質問への回答

回答予定日:令和8年6月26日(金)

質問提出期限までにお受けした質問内容を取りまとめて、回答予定日までに電子メールで回答いたします。

## 6 RFI に対する回答書

### (1) 回答書提出期限

令和8年7月7日(火)17時

### (2) 提出先・提出方法

【様式3】回答書を用いて、回答内容を記入したうえで、「7 担当窓口」へ電子メールで提出してください。

### (3) その他

提出いただいた回答書の内容に関して、本市から問い合わせを行わせていただく場合がございます。

問い合わせ対応期間:7月8日(水)から7月13日(月)

## 7 担当窓口

〒860-8601 熊本市中央区手取本町1-1

熊本市教育委員会事務局 指導課(担当:都田、米原)

電話:096-328-2721(直通)

電子メール: [kyouikushidou@city.kumamoto.lg.jp](mailto:kyouikushidou@city.kumamoto.lg.jp)

## 8 留意事項

(1) RFI に要する一切の費用は、参加事業者の負担とします。

(2) 提出された書類は返却いたしません。

- (3) 提供された情報は、本市における学力調査業務検討の目的の範囲内で利用します。
- (4) 熊本市に提出された情報提供依頼回答書及び付随資料については、公文書として取り扱われます。(熊本市情報公開条例(平成10年4月1日制定 条例第33号)に基づき、不開示情報(第7条)でない限り開示の請求があった時は開示の義務があります。)そのため、これらの書類については、機密情報とはいたしません。また、第三者に利用された場合でも熊本市は一切の責任を負いかねます。
- (5) RFIの実施は、今後の調達や契約を約束するものではありません。
- (6) 機密情報が含まれる場合は、該当箇所を明確に示してください。
- (7) 情報提供依頼に回答するにあたり知り得た熊本市に関する事項については、将来においても一切他に漏らさないでください。